

給付金等に係る税務上の取り扱いについて

－新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰対策－

問 税務課（☎ 43-9020）／確定申告に関する電話相談は宮津税務署（☎ 22-3271）へ

新型コロナウイルス感染症等の影響により国や京都府、与謝野町から支給される給付金等の税法上の取り扱いは以下のとおりです。課税扱いとなる給付金等は、収入として各所得に計上して申告をお願いします。

個人・世帯向け

制度名	課税	非課税	備考
家計急変世帯に対する臨時特別給付金	●		
住民税非課税世帯等臨時特別給付金		●	
低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	●		
安心・安全な妊娠出産確保事業		●	
住居確保給付金	●		
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金		●	
低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	●		
視聴覚障害者情報通信機器導入支援事業補助金	●		一時所得（※）
住宅新築改修補助制度	●		一時所得（※）

事業主向け

制度名	課税	非課税	備考
原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援補助金	●		事業所得
町内事業者に対する経費高騰支援（燃料費、電気料金）	●		事業所得
与謝野町事業者向け感染症拡大防止対策支援事業	●		事業所得
先導的テレワーク移住者支援事業	●		一時所得（※）
与謝野町サテライトオフィス設置事業	●		事業所得
与謝野町移住者新規創業事業	●		事業所得
産業振興事業費補助金	●		事業所得
WITH・AFTER コロナ対策チャレンジ支援事業費補助金	●		事業所得
中小企業緊急雇用安定助成金	●		事業所得
宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金	●		事業所得
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	●		事業所得（設備のため、収入不算入で圧縮記帳可能）
小規模企業持続化補助金	●		事業所得（設備のため、収入不算入で圧縮記帳可能）
IT導入補助金	●		事業所得
雇用調整助成金	●		事業所得
小学校休業等対応助成金	●		事業所得
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	●		事業所得
与謝野町中小企業者等応援給付金制度	●		事業所得

※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、1年間（1月～12月）の他の一時所得金額が50万円を超えない限り課税対象になりません

所得税・町府民税の申告相談会を開催します

■期間 2/16～3/15 ■会場 元気館（加悦庁舎）

問 税務課（☎ 43-9020）または宮津税務署（☎ 22-3271）

次の3つのことご協力をお願いします

- 1 営業・農業・不動産収入のある方、株式の譲渡所得や不動産の譲渡所得がある方、住宅借入金特別控除の初年申告の方は宮津税務署へご相談ください。
- 2 営業・農業・不動産収入のある方であっても、所得税に影響のない方は元気館の相談会でもお受けできますが、収支内訳書を税務署などで事前に作成してからお越しください。
- 3 医療費控除の明細書などの資料は、事前作成をお願いします。

※ 各種相談には前回申告時の資料をご持参いただくと、相談がスムーズに進みます

町府民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在、与謝野町に居住している方は申告書を提出してください。所得のない方もその旨の申告をお願いします。

▶ 申告が不要な方

- ・所得税の確定申告書を提出した方
- ・給与所得のみの方で、勤務先から年末調整をした給与支払報告書が提出されている方
- ・公的年金等に係る所得のみの方で、扶養控除などの内容に修正の必要がない方

所得税の申告が必要な方

- ・事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、令和4年中の所得の合計額が各種所得控除の合計額より多い方
- ・給与収入金額の合計額が2,000万円を超える方
- ・給与を1ヵ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ・給与を2ヵ所以上から受けている方で、年末調整を受けていない給与収入と各種の所得金額（給与所得や退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方



申告に必要なもの

- ・令和4年中の収入がわかる書類（収支内訳書、源泉徴収票）
- ・所得控除の計算に必要な書類、払込証明書など（生命保険料、地震保険料、国民年金、国民健康保険税、介護や後期高齢者医療の保険料、医療費控除明細など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、運転免許証など）

申告相談の日程

相談会場	相談内容	2月												3月												受付時間
		16 日 (木)	17 日 (金)	20 日 (月)	21 日 (火)	22 日 (水)	24 日 (金)	27 日 (月)	28 日 (火)	1 日 (水)	2 日 (木)	3 日 (金)	6 日 (月)	7 日 (火)	8 日 (水)	9 日 (木)	10 日 (金)	13 日 (月)	14 日 (火)	15 日 (水)						
税務署相談 （宮津税務署）	所得税 消費税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	午前9時～午後4時
	土地譲渡所得 および贈与税	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
役場相談 （元気館）	所得税 住民税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	午前9時～11時30分 午後1時～4時

※ 本年から土地譲渡所得および贈与税の相談は「1日おき」となり、担当者が従事している「○」の記載がある日にご来署ください。担当者不在の日の相談は、別日の再来署をお願いする場合がありますのでご了承ください

※ 元気館会場の定員は午前30人、午後30人となっています